

令和7年3月5日

香川県病院薬剤師会正会員 各位

香川県病院薬剤師会
選挙管理委員会

日本病院薬剤師会代議員選挙について（公示）

平素より、香川県病院薬剤師会にご高配を賜り御礼申し上げます。
日本病院薬剤師会代議員選挙を下記の通り実施しますのでお知らせいたします。

記

1. 選挙の目的

令和7・8年度の日本病院薬剤師会代議員を選出するため
（任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日）

2. 代議員の職務

代議員：本会代表として日本病院薬剤師会総会の各議案に責任を伴う議決を行う

3. 代議員の報酬

無報酬

4. 定数

代議員：1名

5. 選挙権者・被選挙権者

令和7年3月1日現在、会費を納入した日本病院薬剤師会及び本会正会員である者（病院、診療所、介護保険施設に籍を有する者に限ります）

6. 立候補手続

立候補に必要な書類を本会会長（又は選挙管理委員会）に直接請求し、必要事項を記載の上、立候補期間内に選挙管理委員会へ郵送して下さい（必着）。

立候補書類の請求には、「日本病院薬剤師会定款・定款細則」を事前に必ず確認して下さい

立候補者が定数に満たない場合は本会会長が代議員候補、補欠の代議員候補を選定します

7. 立候補期間

令和7年3月10日（月）～令和7年3月31日（月）（必着）

8. 立候補者の公示

立候補に必要な書類を確認した後、令和7年4月24日（木）頃に本会ホームページ（会員のページ）で公示する予定です。

9. 当選者の決定（投票）

令和7年5月17日（土）、香川県病院薬剤師会総会にて行う予定です。

立候補者が代議員定数に満たない場合は投票を行わない場合があります

10. 当選者の公示

令和7年5月19日（月）頃に本会ホームページ（会員のページ）で公示する予定です。

<照会先・提出先>

香川県病院薬剤師会 選挙管理委員会
〒761-0793

香川県木田郡三木町池戸1750-1

香川大学医学部附属病院薬剤部内

TEL：087(891) 2431

一般社団法人日本病院薬剤師会定款 抜粋

第4章 社員

(定義及び人数等)

第11条 本会は正会員から選出された代議員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という）上の社員とする。

2 代議員数は、都道府県の区域ごとに概ね正会員の500人の中から1人の割合をもって算出し、500人に満たない場合でも、最低1人を算出する。端数の取り扱いについては、理事会で定める。

3 前項による代議員数の算出には、代議員改選前年の12月31日現在における会費を納入した正会員数を用いる。

4 代議員数の算出後において、都道府県の区域ごとの正会員数に異動があっても、次の改選期まで代議員の定数は変更しない。

5 代議員は無報酬とする。ただし総会開催に伴う旅費については支弁することができる。

(選出及び任期)

第12条 代議員を選出するため、都道府県を区域として正会員による代議員選挙を行う。選挙を行うために必要な細則は理事会が定める。

2 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は自己の勤務先が所在する区域の代議員選挙に立候補することができる。

3 第1項の代議員選挙において、正会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は代議員を選出することができない。

4 第1項の代議員選挙は2年に1度、6月30日までに実施することとし、代議員の任期は、選挙を行った年の7月1日から2年後の6月30日までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は役員の選任及び解任（法人法第63条、第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

5 本会は、原則として、代議員選挙及び補欠の代議員選挙を都道府県病院薬剤師会に委託して行う。

6 本会は、前項の委託に関する状況の報告を、いつでも都道府県病院薬剤師会長に対して求めることができる。

7 本会は、本条の委託を適切に行うため必要と思料する措置の実施を、いつでも都道府県病院薬剤師会会長に対して、求めることができる。

(資格の喪失)

第13条 代議員は、いつでも辞任することができる。

2 代議員は正会員資格を失ったとき及び法人法第29条各号の事由に該当するときは資格を喪失する。